

招集期日 平成23年12月9日(金曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第1委員会室

開 会 12月9日(金曜日)午前 9時30分

閉 会 12月9日(金曜日)午前11時45分

出席委員	委員長	駒井 勲	副委員長	宮岡 幸江
	委員	安道 佳子	委員	吉澤 かつら
	委員	金澤 秀信	委員	山本 秀和
	委員	向口 文恵	委員	横田 淳一
	委員	小島 清人		

欠席委員 な し

委員会に出席した事務局職員	都 築 敏 夫	高 山 勇
	玉 井 栄 治	沼 井 俊 明
	佐 藤 大 輔	

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 おはようございます。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 それでは、次第により進めさせていただきます。

1、今後の検討課題についてを議題とします。

まず、前回の委員会で継続課題となっている項目から協議していただきたいと思います。

初めに、請願者本人の希望による意見陳述の機会確保についてですが、前回の委員会では、請願者本人の希望により、請願の趣旨説明をすることは決定いただきましたが、質疑応答については、意見がまとまりませんでした。本人からの答弁を可能とするか、持ち帰り検討することとなっていましたので、各会派よりご報告をお願いしたいと思います。

それでは、保守系クラブ、お願いいたします。横田委員。

横田委員 本人が希望すれば本人にやってもらうということで、この前お話ししたのとそのままなのですが、基本はだから1回目だけご本人が説明して、2回目以降は基本議員のほうが対応するという形です。

委員長 次に、公明党入間市議団さん、お願いします。

金澤委員 同じです。

委員長 日本共産党入間市議会議員団さん、お願いします。

安道委員 うちのほうもやはり同じで、1回だけ本人説明、あとは紹介議員が受け答えをするというふうなことで。

委員長 わかりました。

みらい市民クラブさん。

山本委員 思うところはありますけれども、合意して進めていただくほうが優先ですから、合意できるところからやってください。それで結構です。

委員長 合意できるところからというと、今の3会派と同じでいいということよろしいでしょうか。

山本委員 今、そういうご意見が多数を占めているわけですから、そこから始めてください。それで結構です。

委員長 それでは、前回まとまらなかった点ですが、本人の希望がある場合は1度だけ趣旨説明をするということで決定させてよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

委員長　それでは、そのように決定させていただきたいと思います。

金澤委員。

金澤委員　ただそれ今原則という話ですかね。それともちょっと例えば言葉の使った用語がわからないとかというその瑣末な問題とかあってありますよね。専門用語を使ってしまっているとか、そういうものを確認するというのが、そこまではどうなのですか。それぐらいはいいのですかね。原則1回だけという、もうあと一切しゃべれないというふうにクローズしてしまうのか、本当のその専門用語とか、ノーマライゼーションがわかりませんかという話になったときに、伝わらないわけですよ、真意がね。せっかく本人の真意が伝わらないとき、その程度というのはどこまでの許容範囲とするのかというのは、それは委員長にお任せするという形でいいのですか。そこはどのなのでしょうかね。

委員長　その辺はどうですか。

小島委員。

小島委員　基本的には、やはり今金澤さんが言ったところの委員長と言いますけれども、やっぱり請願出した人の気持ちだとか、そういう用語について、やはりニュアンスが伝わらないと、本人のやっぱりこういうものだというのがわからないといけない部分があると思うので、そういう場合にやはり聞かざるを得ない場合は、その請願を出してきた人に紹介議員よりもご本人のほうがよろしいのではないのでしょうか。だから、臨機応変に流れを見ながら、何が必要なのか、特に請願の方の気持ちを最初述べられると思いますので、そのときにどれだけ伝わるかというのは、皆さんわかると思いますので、それは委員長の判断でも難しいかもしれませんが、ある程度出してきた本人の方が伝わるようなところを酌み取ってあげたいと思います。ですので、その部分に関しては発言してもよろしいのではないのでしょうか。

委員長　どうでしょうか、ほか。安道委員さん。

安道委員　やはり同じように、そういったことも想定されるかと思いますが、その辺は委員長が柔軟に対応していくというふうなことで、委員長の判断でより本人の思いが伝わるように配慮して進めていくというふうなことで、委員長の判断というふうなことでお任せするということがいいのではないのでしょうか。

委員長　ほかにはどうでしょう。

金澤委員　いろいろと各会派からもご同意に近いものをいただいたかなと思うのですが、要するにそれも含めて全部シャットアウトで、今のちょっと言葉わからなかったのだけれども、言葉の説明をちょっとそこがわからないというのまで、では紹介議員が、紹介議員がわからない場合があるわけですよ、専門用語になってしまうと。そうすると、隣にいる人にわざわざ聞いて、説明するという、その二度手間というか、二度手間という言い方はあれなんですけれども、そこまで厳密にやるのはどうなのかなという今回の提案の趣旨からいくと、ち

よっとなじまないのかなという気持ちがあるので、ここについて委員長のほう、正副の委員長のほうで議長に対して答申というか、出すときには、その分若干そういう場合があった場合に関しては、柔軟な委員長の判断が可能とするという。ただ、それが中身に触れてしまったりとか、考え方とか、そういうものに触れてしまうとちょっと行き過ぎなので、あくまでもそういう程度はまだ可能とするということで含みおきいただければと思います。

委員長　　今そういうふうな話がありました、山本委員さんは、山本委員さん。

山本委員　金澤委員さんおっしゃったとおりで、四角四面にすることが目的ではないはずなのです。請願者の人の直接のお声を聞きましょうよと、そういう目的でやっているわけだから、その趣旨がきちんと伝わらないと、目的達成できないので、そういった部分については柔軟に対応してほしいということは前回も申し上げたとおりでして、その部分の余裕というか、柔軟な対応をする余地というのは十分残していただいた形で上へご報告いただけたらというふうに思います。

実際おっしゃられたように、全部逐一隣へ耳打ちして聞かないとお答えができないような状況というのは、これ非常に合理的な話でもないと思いますので、そこはもう委員長の差配でやられたらいいのだと思うから、そういう余地は残しておかれたほうが多分スムーズな審査にも資するだろうし、これ導入する目的を達成するためにも一番合理的だと思います。

委員長　　今の範囲がだんだん、だんだん広がる可能性もあるのですが、用語の説明についてはこの限りではないとかというふうな程度にしておいて、余り中身に入ってきてしまうとお互いにやりづらい点も出てくるのではないかと。いろいろだから1回で、原則は1回で趣旨説明をちゃんとしっかりしていただくと。わからない用語とか、点があった場合には、この限りではないという程度にしておいて進めたらどうかと思いますが、よろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

委員長　　そういうふうなことで決定させていただきたいと思います。

次に、予算・決算審査のあり方については、持ち帰り検討することになっていました。今日は、事務局から資料提出がありますので、まず資料の説明をお願いしたいと思います。

玉井主幹。

議会事務局主幹　この件に関しまして、前回近隣市の調査をということでいただきましたので、たまたま狭山市のほうがこの件に関して調査をしまして、そしてデータがありましたので、そのままお出しすることができることになりましたので、ご報告させていただきます。

対象自治体37ございまして、予算を分割付託している自治体が30団体、一括で特別委員会に付託している団体が6団体、全体で審査している団体が1団体、決算につきましては分割で付託している団体が16団体、一括で付託しているところが20団体、その他ということで1団体ということでございます。これは23年8月、狭山市の調査結果から抜粋をさせていただ

いたものです。

以上でございます。

委員長 ただいま事務局より説明を受けましたが、この件について会派で質問事項があったらお願いしたいと思います。

〔(ちょっといいですか) という人あり〕

委員長 金澤委員。

金澤委員 ざっと見たところで、やっぱり分割、予算に関してはやっぱり分割付託のところが多いように感じられるのですが、その中で予算委員会へ付託というところでも、その内訳というのですかね、実際には1回予算委員会、予算特別委員会で受けた後、その後実際にはその各常任委員会に分割付託しているという、その1段階を置いているのかどうなのか、そこいらについてちょっとわかればご説明願いたいと思います。

委員長 玉井主幹。

議会事務局主幹 先ほどご説明させていただいたとおり、狭山市の調査結果をそのままお示しいたしましたので、中身までについてはちょっと調査はしてございません。

委員長 中身まではわからないということ。

はい、どうぞ、山本委員。

山本委員 お隣まちの資料なので、お答えいただけるかどうかわからないけれども、この桶川の全体審査というのは、これどういう意味なのでしょうかね。どういう審査スタイルなのだろう。

委員長 玉井主幹。

議会事務局主幹 まことに申しわけありません。ちょっと中身までには、もし調べろということであれば、お調べして後日お示しすることができるかと思えますけれども。

委員長 山本委員。

山本委員 坂戸とさいたまが予算常任委員会、久喜も常任委員会か、あと加須と草加と越谷と特別委員会が置かれているという状況ですけれども、これいつから始められたかというのがわからないわけですよね。

委員長 玉井主幹。

議会事務局主幹 そのとおりでございます。

委員長 もうちょっと調べてもらえますか。分割のほうはわかるけれども、予算委員会で例えば何名ぐらいでやっているとか、あといつごろからやっているか。

山本委員さん。

山本委員 要するに流れとしては、その従前の分割付託から違う方式へ移していつという時代の流れですよね。それでいくと、いつから移されたのかなというのが素朴な疑問として1つありますよね。

さっき金澤委員もおっしゃられたけれども、ではこれ分科会方式でやっているのか、あるいは選抜方式というか、少数の委員を、会派持ち出しでやるという形になっているのかというのがあるでしょうし、審査の。これ結局予算の分割付託がまだこれだけ残っているというのは、これももう単純に日程の制約なのだと思うのですよ。3月の末までに予算決めなければいかんわけですから、日程の制約でこうせざるを得ないみたいな話が多いのだらうというような推察はするのですけれども、だからそういう部分でどういう工夫を、やり方変えたところはどういうふうに工夫しているのだらうという部分ですよ。日程の組み方とかどうしているのだらうという話になるわけで、そういった部分で桶川の全体審査というのは、これ全員でどうやってやっているのだらうという部分もありますので、調べていただけたらと思うのが1つあるのと、あとこれ県下の市ということでお調べいただいたのだらうと思うのですけれども、例えば三多摩のほうではどうなののだらうとかね、もうちょっと広げてもらってもいいのかなという、対象をね。例えば三多摩のほうだと多分またもうちょっと事情が違うような気がしますから、多摩地区ぐらいまでちょっと調査対象を広げてもらえるとという気はしますね。

委員長 中央線沿線。

山本委員 西多摩、北多摩、南多摩ですか、中央線、東急、小田急、京急までいかないか、そういったあたりですよ。だから、例えば、あとの別の資料で出ていますけれども、例えば多摩市さんだとか、小平だとかね、国分寺だとか、あるではないですか。

委員長 武蔵野市。

山本委員 武蔵野だとか、三鷹だとかね、そういったぐらいのところまで調査対象を少し広げていただけると、もう少しいろいろな情報が入ってくるのではないのでしょうか。

委員長 今挙げた市は、済みませんが、追加で調べることをやっていただけますでしょうか。  
玉井主幹。

議会事務局主幹 多摩地区、小平、三鷹、国分寺でしたか。

委員長 武蔵野市。

あとは、山本委員。

山本委員 たくさんありますよね。稲城だとか多摩だとか狛江、調布に府中に、いっぱいありますよね。小金井だとかね、いっぱいありますよね。

議会事務局主幹 どこか指定をちゃんとしていただかないと、調査するほうとしてもちょっと。

委員長 そうだよ。県内は一応やっていただいたから、先進都市と思われるところで調べてほしいところが、今出ないようでしたらきょう中。

山本委員。

山本委員 後でメモさせて入れさせてもらいますから、それでよろしいですか。後でそのように。

委員長 余り数が多くなってもあれですし、10市とかその辺ですかね。

山本委員 ですね。

委員長 新しく分割でなくやっている場合には、その内容について聞いておいていただけると参考になるのかな。分割でやっている分には大体みんな見当つきますから、あれですけどもね。予算というと全体が知っていたほうが良いという内容もあるでしょうし、その特定の委員さんに預けたほうが良いという考え方もあるかもしれないし、その辺のところいろいろなので、その新しいやり方の都市があればそれを参考にすることもできるかなと、その辺のところは参考にして進めていくのか、それとも今のまんまでやっていくのか、皆様のご意見で進んでいかなければいけない内容ですけども、予算と決算について、両方ですか、その辺ちょっと大変かもしれませんが、資料づくりのほうよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、この予算・決算についてはご意見があれば出していただいて、ないようでしたら今これから先もうちょっといろいろ調査していただいて、その上で検討していくということでもよろしいでしょうか。何かご意見あれば出していただきたいと思いますが。

金澤委員。

金澤委員 確かにいろいろ調べていただければいただくほど、数は参考としての例は参考事例は出てくるとは思うのですけれども、それはそれとして、参考事例があるから入間市もそれに倣うという形ではなくて、我々そのやっぱり議会議会によっていろいろな構成メンバーも違いますし、またいろいろな考え方も全然違うと思うのですよね。だから、そういう意味で私自身考えているのは、現在のそのみらいさんの山本委員から提案された分割付託というのは、今後はちょっと問題があるのではないかという、そこは見直す動機にはなると思うのです、その部分に関しては。

それをみらいからこの間出された資料によると、参考にして考えると、1回予算常任委員会で受けて、それを現在と同じように分科会で付託する。1回とにかく受け口を設けるという方法と、全くその選抜、さっき言った選抜チーム、その決算特別委員会のような選抜チームをつくる、どっちがいいかということを話し合っていないと、単に参考事例がふえていだけでは、違うのかなという気がしているので、そこをまずきょうは話ができれば会派で持ち帰っていただきたいなというふうに思うのですよね。あくまでも参考事例は参考事例ですから、ちょっとそこいらをご留意いただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長 という意見が出ましたが、いかがでしょうか。

まだだから今金澤委員さんは、さっき分科会とか全体でやるとかというふうな方向がこれから新しい方向ではないかというふうな考え方で言われているようですが、今までどおり分科会でもというふうな考え方も残るかもしれないし、決算の場合には全体が知っていたほう

がいいから分科会でやって、予算についてはね。決算についてはそういうふうな委員会でやってもいいのかなという考え方もあるでしょうし、本会議で一括で全部一遍にやってしまったらという考え方もいろいろあると思いますから、その辺のことについては今金澤委員さんから言われたように各会派に持ち帰って、どういうふうな方向で進んでいくか、また新しい資料が来ると思いますので、それによってまた自分たちの考え方をまとめていくというふうなことで。資料がそろったら早い段階で渡していただくのも1つかもしいないので、次の会議でなく渡していただければと思うのですが、どうでしょう。そうすればより意見が深まっていくのではないかなという気がするのですけれども、ということではいいですか。

あと、決算についても何かこの際ご意見があれば、この間資料で各市の飯能、所沢、狭山の決算書を一応会計課のほうから預かってきてありましたけれども、その点について何かあれば、ご意見を出しておいていただければ。

個人的なあれになってしまうのですけれども、資料の出し方として飯能市さんと、まとまっていて、あれだと説明がなくて何かわかりそうな感じで、ああいうふうな方向も1ついいのかなという、どうですか、その辺のことについて。

横田委員さん。

横田委員 その点に関しては、狭山、飯能、所沢ですか、そのあたりと同じように詳しくやってもらったほうがいいと思うのですね。それはだからこの今の項目の予算・決算審査のあり方というふうになるのか、資料の充実というところになるのかちょっとわからないですけれども、いずれにしてもそれはそういう方向にしたほうが、やはりみんないいのではないかなと、市民の方も議員たちもいいのではないかなというふうに思います。

委員長 山本委員さん。

山本委員 今のお話の分でいくと、前回後で見させていただきましたけれども、印象としてですけれども、見比べさせていただいた印象として、予算書を見比べさせていただいた印象として、事業のくくり方が違うので、書き方が違うという印象を持ちました。向こうさんはそういう款項目節だから、細説の部分をきちっと書いているわけですね。この当該事業についての人件費がうち幾らで、手当が幾らでとか、だあっと書いてあるところもありましたけれども、そのかわり事業名が本当に大きくりのうちで大事業よりも大きいぐらいのくくりになっているというようなものも見受けられましたので、要するに事業の量はさしてまちの大きさそんなに変わらないから変わらないはずで、予算書の厚みもそんなに変わらないのに、書き方が違うということですから、結局くくり方が変わっているということなのでしょうからね。うちのように小事業まできちっと事業別で載っているところであれを入れると、多分厚みが倍になるだろうという想定で、それ紙でぎあっとそこの部分細説の部分ずらっと並んでいくわけだから、それでいくとね。そうならないということでは、多分事業のくくり方が

違うのでしょうかという部分で、どっちがいいのかなという部分でちょっと正直悩んだところはありますね。

事業の名称、一つの事業の単位の箱のくくりが大きくなればなるほど、今度その中で何かをやっているのかというのが逆にぼやけてくるでしょう。その部分の資料別にもらわなければいけなくなってくるわけで、やはり予算書、決算書ってその1冊の冊子の中にどこまでの情報量を盛り込めるのかというのもそれ微妙な話かもしれないなという気はしました。ただ、それをやるということがだめだと言っているわけではなくて、こういう書き方もあるのだねという部分は理解をさせていただいたので、これ多分理事者側がつくっているわけだから、理事者側と相談しないと多分動かせないのだろうと思うのですけれども、どっちが見やすいかという部分でわかりやすいかという話ですよ、見やすいかというよりも、わかりやすさの部分でちょっと検討してみてもいいのかもしれないなという印象は持ったところです。

いずれにしても、別にもう少し詳細な事業の資料なりなんなりをいただかないといけないのだろうということですよ、結局ね。議会基本条例先行でつくっているところの例でいくと、大体争点情報とか、その基本情報みたいな部分で7つか8つぐらいの項目について理事者の側に項目投げてあって、何の目的で幾らぐらいかけてどんな効果を期待してやるのかみたいな部分の定型のインタビュー項目をつくってあって、それに基づいて資料を出してくれということをちゃんと条例に盛り込んでやっておられるところが散見されるということからいくと、そういう追加の資料の充実の部分と合わせわざで考えていかないと、1冊の本の中に全部盛り込むというのはなかなか難しいのだろうという感じはするので、その辺もう少し視点広く考えたらいい答え出るのかなというふうに思いました。

委員長 金澤委員さん。

金澤委員 今予算・決算委員会のあり方の話からちょっと大分踏み込んでしまっているのですけれども、ちょっと私も一言だけ。山本委員の話が出たときに、せっかく委員長が投げかけていただいた話なので、決算書のあり方なののですけれども、1つちょっと私も未確認情報なのですけれども、おもしろい情報が入って、飯能市で、聞いています、全議員にタブレット型のアイパッドですか、あれ配って、ペーパーレス化する方向で今進んでいるというのですよ。

だから、「入間市さんはどこまで進んでいるの」と言われて、「え、全然進んでいないよ」って言って驚いたのですけれども、そうなってくると、今言ったような分厚いあの何だのというのが全く関係なくなって、全部アイパッドに無線で飛ばして送ってもらえるわけですから、そうなってくると全然、資料のあり方そのものが制限がかなりなくなってくるなという気がしているので、ちょっと今これは紹介のみにとどめますので、まだこれについては資料の充実のところでもた話し合っていければなというふうに考えていますので、委員長よろしくお願いします。

委員長 はい、わかりました。いろいろ結論が出たような感じの話もありましたが、そういうふうなことでいろいろそういうふうな方向に進んでいるのかなと、あと余分なことになりますけれども、議長席のモニター、あれなんかも関係してくるのかなという、あれまた違うのですか。私よくわからないので、余り先のことは言いません。その段階になったら。

山本委員 いいですか。ちょっと委員会の話に戻しますけれども、これ分割であれ、特に決算の関係になりますけれども、決算の委員会の審査のあり方の部分で1つ大きな要点、これ9月議会中にやっているところと10月以降に閉会中審査で回しているところと、これは分けて考える必要があるのだろうと思うのですね。9月の議会の日程を長くして、その中で処理をするのか、閉会中審査で10月、11月でやるのかという部分は、これ今流れとしては議決事項が本会議での最終の認定の議決を早くする方向に向かっているということなので、9月議会中でやっていく方向に少しずつ変わっていったという話は聞いているのですけれども、流れとして、トレンドとしてね。だから、これそれぞれのところ、多摩地区でお願いする分も含めて、決算についてはいつやっているかについてもちょっとあわせてご提示いただくと、最終的に日程組みも含めてどういう形にするというのは変えるのなら変えるで考えないといけないことになりますので、その辺大事な要素だと思いますので、ちょっとお手間とらせますけれども、お願いできたらと思います。

委員長 あわせて予算のほうもその3月いっぱい上げないといけないわけだから、3月議会が始まってどこの辺でやっているのか、これ予算委員会で別にやるみたいだけれども、幾日ぐらいでやっているかというのぐらいは確認しておいたほうがあれかも。埼玉県だけでもいいし、変わっているところがあれば2日でやってしまうとか、やり方がちょっと頭の中で見当つかない。

山本委員。

山本委員 だから、結局その3月と9月の議会の会期幅の話にもなってきますので、要するに予算委員会で例えば分科会方式で前後に全体会を、私前回ご提示させていただいた3案の中のC案なんかだとそうですけれども、前後に受けるのと戻すための全体会を入れていくと、その間に分科会を入れて審査していくという形になってくると、どうしても日程延びますから、全体会の日をつくらないといけませんからね。会期幅、それだけ時間かかるわけだから、会期の前倒しみたいな話、予算の場合だとおしり決まっているわけだから、いつぐらいまでに予算つくってもらわないといかんという話になってくるわけで、会期幅というのも非常に大きな要素になってくるかと思しますので、どういう方法とるのかという部分と、その時間軸との関係でその審査にどのぐらい、どういう時期に審査をやる、何日ぐらい、どういう時期に何日ぐらいで審査をやっていて、それにかかる議会というのは大体会期幅がどのぐらいなのかということですよ。それは多分最終的に検討していくときに、ではうちでとり得る

かという、その会期幅がうちでとれるのかというふうな判断でも材料になるのでしょうか、ちょっとお手間かかりますけれども、調査をしていただけたらというふうに思います。

委員長 質問項目を送って、それで送り返してもらえばいいのかなと。わからない点があったらちょっと聞いてもらうというふうな形はどうかと思います。またわからない点が、はい、どうぞ、金澤委員。

金澤委員 今ちょっと山本委員が、その決算特別委員会の会期の話されましたね。9月、10月、10月を前倒しして9月議会に入れ込むという話。それについて、その入間市の執行部の作業の仕方も関連してくると思うのですよ。つまり、では1カ月前倒しして、無理やり9月議会の膨らませた場合に、それが本当にどこまで効果があるのか、新年度予算編成に。10月だったら本当に間に合わないのかどうか。今までも決算特別委員会の委員として入ったときに、入るものは結構、落とすものは落とすし、見直すものは見直すで間に合っているという私は印象が受けているのですね。ただ、決算特別委員会でこの部分は手厚くするべきだ、例えば教科指導員とかありますよね。それはそもそも実計の中でやっているのだから、翌年度に直ちに入れられるかどうかというのはこれ先々の話、よく検討しなければいけない話も多くて、それが本当に理想論は決算特別委員会の指摘事項がすべて議会の意思として、住民を代表とする議会の意思として新年度予算に反映されるのが望ましいのだけれども、実際にはいろいろと総合的に判断しなければいけないこともあるから、本当に10月の決算特別委員会を9月に入れることによるメリットと、あとまたデメリット、9月の会期が膨らむとか、前倒しになるのか後ろ倒しになるのか。だから、そういうものも含めてちょっと執行部の方にも参考意見としてどこかで聞くことがあってもいいのかなと。それは事務局のほうで調べて代弁していただいても結構ですし、そこいらがわからないと決算特別委員会の日程のあり方について論議が何か空回りしてしまうのではないかなという気がしているので、その点はちょっと皆さんにご協議いただけたらと思います。

委員長 はい、わかりました。そういう提案がありました。執行部の人に来ていただいて、それで聞いていただくか、何を聞いていただくかということを決めておけばあれでしょうし、その辺の実際問題現実的にどうなのかというふうなことを聞くこともやぶさかではないなという感じではいるのですが、皆さんどうでしょう、ご意見。副委員長、何かありますか。副委員長、どうぞ。

宮岡幸江委員 とてもいいあれだと思うのです。やっぱりこっちだけで言っていることがどこまで通るかというのは、あちらの立場をわからないと判断できないことですし、今回の私もこの間言わせていただいたのは、10月でやって、12月議会ということになるので、できれば9月で上程できるような形にしたほうが、決算やるにもいいのかなという思いで決算の会期をやっている期間を9月中に、9月の定例議会にと思ったのですけれども、やっぱり執行部のほ

うの立場もありましょうし、仕事の進めぐあいもあるでしょうから、それは今金澤委員が言ったように、聞くことは賛成です。

委員長 山本委員。

山本委員 余りこうあるべしという話を先にしようとは思わないのですけれども、おっしゃるようにメリット、デメリットそれぞれある話だから、予算に関してはおっしゃるとおりで、予算の編成作業、要するに予算は後ろに送れませんから、前倒しになると。前倒しになるとということは、編成作業も前倒しになりますよねということていくと、予算のほうは日程の制約が大きいだらうと思います。

ただ決算の場合は、既に先に本会議に上がったものについて審査をするわけで、確かに財政健全化法でのおしりは決まっていますけれども、うちがそれを適用を受けてというのはちょっとにわかには想像しづらい話でしょう。ということていくと、おしりに関しては比較的フレキシブルであるということになると、9月の会期中に入れてもう審査が終わったら速やかに議決をするというスタンスは比較的とりやすいですよということですよ。多分現状から考えても、今より恐らく2週間ぐらい審査の時期が早くなるだけで、物はもう既に上がっていて、成果は全部出てしまっている性質のものですから、決算のほうは比較的日程は動かしやすいのだから、予算に比べたらね、動かしやすいのだからという想像はします。ただ、それは最終的には相手がある話ですから、そんなに急に一般質問終わって、すぐに決算委員会開かれても困りますと言われるのかもしれないし、それは聞いてみないとわからないから、聞いてみたらいいとは思いますがけれども、ただ先方は先方でいろいろな思惑でご希望があるでしょうから、こちらが予習なしにいきなり聞いてしまうと、向こうさんの言い値で決まりかねないという心配は逆にしますよね。

だから、僕らのほうである程度基本的なこと、よそではこういうふうに行っているのだとか、こういうふうな形で日程組むのだねという、こういう組み方もあるねといったことをきちっと整理をした上で、当局側の理事者側の意見を聞いてみるというのはすごくいいことだと思いますので、その辺いつお呼びになるのかお調べいただくのはありますけれども、順序の問題としてその辺ご配慮いただきながらやっていただけるといいのではないのでしょうか。

委員長 わかりました。副委員長のほうから前聞いた話ですけれども、飯能市だといろいろ上程された内容についてはもうその段階で6月、9月とか上程された段階で、その現地視察もしてしまうというふうな、現地に飯能市だで行ってしまうというふうな、だから決算のときには現地調査はないというふうな話もありましたよね。そういうふうなだから期間を短くする、現地調査を1日減らすとかそういうふうなのは決算のほうでもやってできないことはないのかなという感じもしますし。

山本委員さん。

山本委員 結局その決算委員会なら委員会審査にするとしたとして、その委員会いつから置くかという話になってくるわけですね。早くから設置をして、付託されるのを待つような形にするのであれば、予備調査みたいな形でおっしゃるとおりで前倒しでそういう事務調査みたいなものを入れることができるかもしれないですね。5月の末で出納閉鎖をして、その後の時点であれば予備的調査という部分で入っていくことは不可能ではないのだろうと思うし、そういう部分で日程の割り振りというのですか、委員長おっしゃられたように、工夫する余地というのも多分あるのだろうし、そういった部分がある程度こちら側で予習というかね、事前にその基本的な部分の下調べというか、理解をした上で理事者側と話をするという形で、要は議会の審査の充実なので、最終的には理事者が合理的にやれる範囲で議会側の要望にできるだけおこたえをしていただくという話の筋ですかね。理事者がこうしたいから、僕らが辛抱するという話では本質的にはないので、できないと言われてたらそれは無理ですけども、理事者さんが理事者側で対応していただける範囲の中で、一番私たちが審査をするに当たって合理的な方法を選んでいくのだということだと思いますから、そういうことでやっていただけたらと思います。

委員長 わかりました。合理的な方法ということで、とりあえず執行部に来ていただくか、質問でいくかわからないのですが、これだけは聞いておきたいということがあれば最初に質問で済むのかどうなのか、それとも来てもらってしまいますか。とりあえずだから9月にできるかということですね、決算特別委員会なり。

山本委員さん。

山本委員 要するに9月定例議会の会期幅の中でやるという意味ですから、カレンダー的には10月になっている可能性があるわけですよ。要するにもともと会期が例えば8月28日あたりから10月15日ぐらいまでの45日とか50日とかの会期を組むということになれば、名前は9月議会だけれども、審査をやるのは10月の頭だったりするわけですね。そういった部分ですね。

だから、今10月の第3週ぐらいから2週間ぐらいの審査期間ですから、実質がね。現実9月の下旬で定例会閉じてから、実際に動き始めて、現調をやってと流れていくと、実質審議に入っているのが大体10月の体育の日明けたぐらいからやっていらっしゃるわけでしょう。それが例えば9月の最終の週ぐらいから実質審査に入りますよという部分でのそのスケジュールの変更ですね。そういう部分について対応する余地があるのかどうかとかという話になってくるのだと思うので、その9月中にやるのだとかなってしまうと、これだけ既に定例会の行事入っているのにやれるのかいなという逆に返されてしまうから、そういう部分で9月定例議会中という会期を長目にとってみたいな部分で共通の理解をとった上でお話を聞くという話ではないでしょうか。

委員長 わかりました。

宮岡委員。

宮岡幸江委員 先ほど委員長から言われたのですけれども、私の話したことが発端のようなあれなので、私がちょっとしゃべらせてもらおうと、飯能市議会のほうの議員さんからのお話だと、その10日間というような長いことでなく、特別委員会もできるというお話を聞いたので、それで9月定例会の中で、つまり9月中というのではなくて、9月定例会の中で行っているということです。その中で10日間かからないでやるには、つまり日常の常任委員会のほうでしっかりと現地調査なりしていけば、ふだんの常任委員会がしっかりできていけば、特別委員会で日にちを設けて現地調査とか改めてしなくてもできるのではないかというお話を伺ったので、そうすれば定例会、9月定例会がそんなに大幅に延びずにできるのではないのかなというのが、その飯能の方と話したときの印象でした。

以上です。

委員長 そういうふうな飯能市議会もちょっと決算のほう聞いておいていただければありがたいのですが、そういうふうなところでやっているところもあると思うので、これでいくと飯能市議会は分割ではないかと思うのですけれども、そうだね。飯能ね、決算特別委員会になっているね。ごめんなさい。予算のほうは分割だけれども、決算特別委員会へ付託になっている。

はい、どうぞ、宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 決算特別委員会をつくるけれども、9月定例会の中で特別委員会をつくってやっているという話だったのです、その議員から聞いた話は。

委員長 はい、わかりました。そういうふうに会期中にやっている、決算特別委員会を会期後にやるのではなくて、やっているところもあるようですので、その辺のところはだからうちのほうの執行部がどういうふうな内容でいくのか、その辺のところを聞いてみたいというふうな気もしますので、無理のないところで進めていかないとあれだと思いますが、いつともいえないけれども、1回執行部と話し合う、その辺について高山主幹どうですか。ご意見あればお願いします。

議会事務局主幹 僭越ながらちょっと発言させていただきますと、今ちょっといろいろ議論を聞いていまして、ここでただ単に執行部を呼んでも、論点がぼけてしまっているような気もしないでもないのですけれども、これこれこういうふうな、例えば議会のほうとしてこういう日程でやった場合にはどうなのかとかという筋がないと、執行部側としても何とも答えづらいのかなという気がしましたけれども、どんなものなののでしょうか。

委員長 横田委員。

横田委員 執行部をすぐというのはまだちょっと早いかなとは思いますが、まずそのいろ

いろなところで9月の決算中にやっているところを、さっきいろいろ調べていただくということなので、どういう日程でやっているのかまず調べてもらって、それでできればそれが翌年の予算のほうに反映できるような状況になっているかどうかというのまで教えてもらえればいいけれども、要はその日程を教えてもらって、それでその9月いっぱいぐらいまでで開会中あたりにやっているのだったら、よその市でやっているのだったら入間市でもできないということは多分ないのではないかなと思うのですね。だから、その辺を調べた上で執行部にできるかどうかというのを話したほうがいいのではないかなというふうに思うのですけれども。

委員長　　今、高山主幹が言われたように、論点がぼけている、こういうふうな意見もあるというふうな中で、とりあえず先ほど話した予算特別委員会の日程等やっているところについて聞く点と、あと決算についてもしあわせて聞けるのであれば、決算特別委員会は会期中なのか、それとも会期後にやっているのか、その辺のところについてもあわせて聞いていただいて、それをもってどういうふうな方向でいくかということを検討していただいた上で執行部にどんなことを聞いていくかということで話を煮詰めていけばいいのかなということよろしいですか。

高山主幹。

議会事務局主幹　全くそのとおりの流れのほうがよろしいのかなと思います。

それから、先ほど副委員長のほうで飯能市の決算の関係があったかと思うのですけれども、今年度の決算の審査のあり方についてちょっと4市ばかりは聞いたのですけれども、飯能市につきましては、過去はちょっと存じておりませんが、今年度につきましては9月22日から11月1日までの期間で4日間決算特別委員会で審査したというようなことを伺っておりますので、ちょっと先ほどの副委員長の過去の例とは違うのかなというところがございます。

あと、狭山市さんは、昨年から常任委員会に分割付託して、会期中で、今年度につきましては2日間、これも当初予算に反映させるためというような意図でやったらしいのですけれども、事務局の率直な意見としては、非常にやりづらかったというような話は聞いております。

具体的にどういう点がというところまではちょっとメモしていないのですけれども、それから話がかわりまして、予算取りの1年間の流れとしましては、予算担当として申し上げますと、大まかな流れとしましては、5月、6月ぐらいから実施計画の計上見積もり作業が始まりまして、原課のほうの要求というのはもう6月、7月ぐらいに終わってしまいます。ですから、現実的な問題としましては、9月で会期中にどうのこうのという問題は実施計画全体の3カ年ぐらいの市全体の財政計画上に反映させるような大きなものは、もう事実上9月では不可能ではないかということでございます。ただ、決算特別委員会にしても、質疑と

かでいろいろ議員さん等が指摘されている事項でマイナーチェンジ可能な部分などは、その10月に現実的な10月に予算編成見積もり作業を10月にやるのですけれども、そのときには間に合う限りで反映させようというのは、執行部側も当然枠組みの範囲内で対応できる部分という意味ですけれども、そういった部分は極力対応するようには心がけているはずです。我々も当然そうしています。

参考に以上です。

委員長 金澤委員さん。

金澤委員 今、口頭で流れについて説明いただいたのですけれども、今後資料として残すためにも、また会派に持ち帰って説明する意味でも、今のその新年度予算の確定までの流れ、執行部側の流れというのをペーパーで出してもらって、議員全体が理解したほうが私はいいのではないかなと思うのですけれども、その点ちょっといかがですかね。

委員長 どうでしょう。オーケー。お願いしますということで。

大体皆さんもある程度頭には入っていると思うけれども、やっぱりその内容についてちょっと出していただければ、市長査定は2月ぐらいだな、あれは。1月、その辺までちょっと大まかでいいですから、今言われたようなことをちょっとまとめて出していただければ、よろしく願いいたします。

金澤委員。

金澤委員 蛇足といえば蛇足なのですけれども、その反映は難しいかなということで職員に言われてしまうと、議会としてはこれ組みかえ動議まで含めて権限がありますので、余りそういう言い方はされないほうが、こういう法定特別委員会でされないほうが私はよかろうかなということで、1つこれは苦言だけとどめさせていただきます。

委員長 一般的な流れを言っただけで、補正というのものもあるわけですし、いろいろありますから。実施計画について基本的なのは流れはそういうふうなことですよというふうな話なわけですよね。一応そういうふうなことで、よろしく願いしたいと思います。

あと何か一応また資料をつくっていただくようなことで、これについては審議していきたいと思いますけれども、何かご意見があれば今のうち出しておいていただいて、山本委員。

山本委員 結局私も前回お示しをした素案の中にも一応概略読みにくいのですけれども、一応日程案みたいなので、何日ぐらいかかるかというのは一応ずらずらと書いてあるのですけれども、これ多分実際にどうするという話をするとき、ではその予算審査に何日かけますか、決算審査に何日かけますかという話に最後なるのですよ。特にうちは今決算審査相当丁寧にやっていますから、決算委員会を置いた場合には審査日数というのはかなり9日、8日、大体かかっていますよね。これ多分よそより長いのですよ。それだけ相当しっかりと出向いている委員さんがやってられるということの一つのあれなのだろうけれども、その日程の会期幅等

々、どこへ置くかという部分にもかかわってくる話なので、審査のあり方の部分で何日ぐらいなのかという話ですよ。

逆におととしてでしたか、分割付託にしたら各委員会全部1日で終わってしまったみたいな話もあるわけですから、その審査の量と質の部分の中でどのぐらいの審査量という部分を目指していくのかという部分は、先に考えておかないと、私のほうでお示しをしたのは、今の決算委員会あるいは予算審査で長くかかったところ、要するに最大で見積もってということなので、そういう部分ですよ。審査にかかる時間をどのぐらいに設定するのかというのは、こちら側の中でもんでおかないと、そのイメージが合わないと多分意見もなかなかまとまっていかないと思うので、そういう部分をちょっと皆さんでもんだらどうかなと思いますけれどもね。今の時間のかけ方に対する評価ですよ。もっと長くしたほうがいいのか、もっと短くしたほうがいいのか、あるいはこのぐらいなのかなとかいうご意見それぞれおありだと思ふから、その部分は先行して議論しておかないと、一つの絵になっていかないだろうなという気はしますね。だから、今の審査の体制の評価とかね、そういう部分をちょっと総括みたいなものをやりながら、その他市事例を見ていくといった流れになろうかと思うので、ちょっとその辺一応お願いできたらと思いますけれども。

委員長 金澤委員。

金澤委員 私自身、予断を与える言い方をしてはいけないのですけれども、一番自分がその決算特別委員会で感じているのは、9月議会に入れることによるデメリットというのが、自身正直言っているのですよ。こういうことを言うてはいけないのかも、予断を与えてはいけないのかもしれない。というのはなぜかという、一般質問終了後に決算特別委員会として分科会でもいいのですけれども、持つとなると、正直言って一般質問で本気でやっている人はそれまで余裕ないですよ、下調べ、開会初日に資料をもらっても。そうなってくると、そこから慌ててばたばたやっても、今現在のような充実したものがなかなか難しいのではないかという懸念、懸念ですよ、懸念が出てくるのです。

なおかつ、一般質問終了日、今回もそうですけれども、最終日までの追加議案出てくるではないですか。これだってきちんとやっぱり審議しなければいけない我々には義務があるわけですよ。そうなってくると、では決算と追加議案との審査を同時並行しなければいけないことも含めて、やっぱり熟議の議会を目指すという意味では、私は本当にそれがいいのかなと、負担がかかり過ぎるのではないかなと。やっぱり今現在のような10月なら10月に、1回9月のものを議案については1回終わらせて、それからしっかり決算書、説明書を熟読してヒアリングもしていく期間というのが十分に与えていただいたほうがいいのではないかなという気がしているのです。それだけは、あくまでもこれは個人的な懸念材料としてちょっと一言申し上げたいというふうに思います。

委員長 山本委員さん。

山本委員 ご懸念わかります。それ解決するのも日程の組み方に最後なるのだと思うのですよ。要するに招集日に上程された議案の採決日と、追加で上がってくるものの採決日というのをずらせばいいわけでしょう。決算というのはこのあたりから審査を始めて、最終日会期の中でやるにしても、長目にとった会期の途中から上程されてしばらく寝かしてあって、後半日程のところで特別委員会を開いてやりますねと。会期末で採決しますよねということだから、その決算特別委員会なら決算特別委員会、予算特別委員会なら予算特別委員会が動き出す前に中間で採決する場をつくってしまえば、そこまでの議案はそこで全部処理できるわけでしょう。その後予算だけ残る形になるわけだから、そこはもう全体の日程の組み方の中である程度カバーできる方法もあるかもしれないねという話ですよ。

だから、特に決算なんかの場合だとおっしゃるとおりで、相当詰めてやっている人は相当細かいところまでお調べになって臨んでおられるから、そういうことも考えると、日程の組み方というのもちよっと考えていかないといけない部分だろうと思うから、そういうご懸念も織り込んで考えていけばいいのではないかなというふうに思いますね。

委員長 はい、わかりました。決算について、決算を重く見るのか、それとも次の予算をやるために9月にやってしまうのか、その辺の判断も金澤委員が言われたように出てきますから、その辺のところもではいろいろ各会派で検討していただきたいと思います。

ここでちょっと休憩を10分したいと思いますですが、よろしくお願いします。開会は35分でお願ひします。

午前10時25分 休憩

午前10時35分 再開

委員長 それでは、会議を再開いたします。

次に、答弁者の反問権の設定についても持ち帰り検討することになっていました。これについても資料提出がありますので、まず資料の説明をお願いします。

玉井主幹。

議会事務局主幹 それでは、反問権に関する調査ということでご説明をさせていただきたいと思ひます。

これについては、全国自治体議会運営実態調査というところで自治体改革フォーラムというところが実施した結果をこちらのほうにお示しさせていただきました。その中で県内と都内に絞って今回お示しさせていただいたわけですが、その本によりますと県内は10市でやっていますと、都内については2市ですよということで書かれていたのですけれども、ここにございます1番、3番については、その本自体ではやっているというふうになっていたの

すけれども、実際電話でお聞きしたところ、やっていないというような回答でしたので、このような形で表示させていただいております。実際のところお聞きしたのですけれども、やっているということで書かれていましたけれども、実際は質問の要旨を、これこれこういうことですねというような形で聞き直す程度だというようなことでした。規定等についても基本条例の中に書いてあるというようなことと申し合わせというようなお答えをいただいたということが調査結果でございます。

あわせて大東市議会、こちらのほうは山本委員さんのほうから資料提供をいただきましたので、参考配付ということで、要綱と会議録、こちらのほうをご配付させていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

委員長 わかりました。

それでは、今の説明の点について質問があればお願いしたいと思いますが。

金澤委員。

金澤委員 ちょっと情報提供なのですけれども、今般、先週ですかね、取手市さん、我々も視察に行ったことあると思うのですけれども、例のインターネットの関係とかで、そのときに取手市さんが議会基本条例を可決いたしまして、その反問権については全国でも珍しい、初めてのケースの反問権の設定をされたのですね。どういうことかというところ……ごめんなさい、間違えた。別でした。反問権は設定、取手市さんもされました。

以上です。

委員長 わかりました。特別はないですか、今。

はい、どうぞ、金澤委員さん。

金澤委員 今回いろいろと資料を調べていただいてありがとうございます。それで、こうやって見ると、設定はしているのだけれども、質問要旨を聞き直す程度というのが多いのですが、これ入間市議会もう既に実施されていて、市長さんが特色があって踏み込まれているのですけれども、それを現状では本来踏み越えてしまっているというのも現状追認しているという、これをどう決めるかと。きちんともう一回それはそれで現状はやっているけれども、それは議会基本条例含めて、申し合わせも含めて、それまではいいですよというのをきちんと明確化、明文化するかしないかということも含めて考えていかなければいけないのかなというふうに思います。もう今までもいいのではないかというような話になると、今の市長さんはそうかもしれないけれども、ではそれが是認されているのであれば、ルールなしにですよ、是認されているのであれば、もしかわりに新しい市長さんが来たときに、さらに踏み込んだものがないとするのもしないとも限らないわけですから、私個人としてはやっぱりルールの明文化は必要なのではないかなというふうに感じております。

以上です。

委員長 　　というご意見がありました。

横田委員さん。

横田委員 　この反問権に関しては、やはりこれ今見させていただいて、趣旨の確認程度ということだったので、実際今金澤委員が言われたように、入間市議会の中では起こっていることもあるということで、これはやっぱりきちんと明文化しておいたほうがいいと思います。なので、現在の状況を明文化するということで、反問権の範囲なのですけれども、要は同じように質問の要旨を聞き直すということで議会基本条例に入れたらいいのではないかなというふうに思います。

委員長 　　質問要旨を聞き直す程度という内容を入れてね。

安道委員さん。

安道委員 　うちのほうでも反問権ということでは、やはり質問の趣旨を聞き直す程度のもののように、それ以上のやりとりというのではなくて、聞き直す程度にというふうなことで出してあります。

そういう点では、基本条例の中に盛り込んでいくというふうなことで進めていけば明確になるのではないのでしょうか。

委員長 　　反問権を設定して、それはその内容は質問要旨を聞き直す程度というふうなことでやっていただきたいと。

安道委員 　ここに例で示していただいているのもそういう内容ですよ。

委員長 　　そうですね。

公明党さん。

金澤委員 　これについては、公明党市議団のほうで提案させていただいた事項なのですけれども、その真意を確認するというのも大事だと思うのですよね。今現在これはもうやっちゃってしまいますけれども、私自身はやっぱりあと根拠、ここに私どもの内容、ワークシート26ページによると、質問の真意や根拠を質問可能とするということで、根拠を入れているのですね。というのはどういうことかということ、一般質問等でその内容、発言内容については、各議員の責任において質問をするのですけれども、やっぱり根拠がちょっと疑わしいようなものを書いてみたり、大げさに数字を膨らませてみたりとか、ほとんどの方がそう言っていますとか、ほとんどそういう報告がありますとかという、その根拠についてそれ本当どうなのだろうと、それどこからそのデータ引っ張ってきたのかというものもある程度確認ができないと、それだけが何かひとり歩きしてしまうと。記録にも残ってしまうということで、今まで過去どういふ例があったのかはちょっと置いておいて、今後のことも踏まえてその点はせっかく反問権設定するならば、そこぐらいまではいいのではないかなというふうな気がするのですけれど

ども、いかがでしょうか。

委員長 というご意見もあります。

みらいさんは、はい、どうぞ。

山本委員 基本的に大東市さんの反問権の例ということで、これ表だけになってしまっていて、これ実は続きがあるのですけれども、2例ということでこれ裏があるのですけれども、原稿のほうは。大体金澤委員さんおっしゃられたように。

委員長 これ1枚、裏はまた違う内容が書いて。

山本委員 会議録のほうですね。会議録のほうなのですけれどもね。これ、この教育長さん、2回反問を行使しているのですよ、これで。表だけ入ってしまっていて、裏でまた続きがあるのですけれども、この流れの中で2回この教育長さんは反問権を行使されているのですよ。

大体金澤委員おっしゃられたように、その質問の真意の部分を確認していくのに必要なことというところまでは踏み込んでいいのかなという思いではあるのですよね、私としてもね。それは余りやり過ぎるとぐあい悪いのは、ご懸念あるのは十分承知しているのですけれども、「ノーマライゼーションって何ですか」とかというような問い返しとかというレベルのものではないでしょうという話なので、だから今この大東市の一般質問の例ということで出ているぐらいのところまでは入れていく必要があるのかなという気がしますね。現実市長さん、このぐらいのことやっているような気がしなくもないし、相手見てやっているのかもしれないけれども、このレベルぐらいまではどうかなという気がするのですよね。

ただ、いずれにせよ、ひとつ言えることは、金澤委員おっしゃったように、明文化はしておいたほうがいい。理事者側がどういう人になるかというのは先々のことはわかりませんが、ここまでいいのだったら、ではもう半歩、もう半歩、もう半歩とやっていくと、変わった人が市長になったらそれはもうぎゃあっとやってしまうような話になりかねないですから、明文化はまず前提条件として必要になると思います。その明文化するとき、どこまでの範囲にするかというのは、皆さんの合意のとれるところから始めていけばいいのだろうとは思っているので、うちとしては例として示してありますこの大東市さんぐらいのところではいかがかとは思いますが、これも最終的には合意がとれるところから始めないといけないので、聞き返し程度ですねという話であれば、もうそれはそういうことだと思いますから、いずれにせよまず明文化と範囲の設定を議論して絵をかいていけばいいのではないかなというふうに思いますので。

委員長 最後のところちょっとよくわからなかったのですが、例を。

山本委員 私の会派、我々としてはこのレベル、大東市さんの例としてお示しをしている程度のところまで、このレベルでいかがですかということなのですけれどもね。ただ、合意がとれないとできませんので、明文化して進めていくことが一番大事だと思いますから、範囲につい

ては我々の見解をお示しをしますけれども、合意がとれるところでよろしいのではないですかということで、いずれにせよ明文化はこの際したほうがよろしいかとは思っているので、その2段階といたしますか、そういう部分で議論を進めていただけたらというふうに思いますけれども。

委員長　　今山本委員さんが言われているのだけれども、裏側がないから、その程度がよくわからない。

安道委員さん。

安道委員　　これですとやっぱり趣旨とか要旨を聞き取るというよりか、これは内容に踏み込んで質問しているというふうな感じですかね、むしろ。それで続きもあるということで行くと、やっぱり今の段階で、入間の場合も反問権の実情としてはそういう傾向があるというふうな話ありましたけれども、やっぱり今でも要旨というのか趣旨は、こういうことを聞いているのですよねという形での聞き返しかなと、現状。やっぱりその範囲ではないかというふうには、うちの会派ではとらえていますけれども。

委員長　　公明党さん、それよりももうちょっと踏み込んで真意、根拠を聞くことも入れたらどうかというふうな内容ですよね、このワークシートに書いてあるのはね。

〔(いいですか) と言う人あり〕

委員長　　はい。

金澤委員　　要するに1回目の登壇したときの質問というのは、大体もう間違いないと思うのですけれども、2回目、3回目やったときに、その質問者の質問の仕方にもよるのですけれども、いろいろな意見を言って質問して、またその後に意見を言って、今どこが質問だったのというのが正直言って聞いていてあるのですよ、自分自身もあるのでしょうかけれども、だからそういうときにお尋ねのことはどういうことだった、こういうことだったのですかというのを確認するのも、あれも正直言って反問といえば反問なわけですよ。趣旨の確認なのですけれども、だからそういうのは当然いいと、今現在やっている。それについてはただし明文化しましょうということと、あと私が言っているのは、さっき言ったように、その根拠ですよ、根拠。通常例えば執行部が把握している数字とか常識とかとかかけ離れたことを根拠をもってぶつけてきた場合に、それどこから持ってきたデータですか、うそですよとか、それ冗談でしょうとは言えないけれども、それどこを根拠に今それをお話しされた数字ですかとかという根拠についてぐらいはいいのではないのかなと。何でも言ってもいいという、その自由が与えられているわけではなくて、やっぱりそれなりの根拠に基づいた資料、下調べ含めてね、そういう一般質問であってほしいと思っているので、特別にです、これは正直その根拠まで聞くというのは特別なのですけれども、ただそれができないとなると、それが言い放しで記録として残ってしまうというのはどうなのかなということを懸念しているので、せつ

かく反問権を規定するのであれば、そこまでは許容範囲なのかなということで考えております。

委員長　今の段階では、とりあえずはだから合意できている内容とすると、質問要旨を聞き直すという反問権は、もうこれはクリアでいいわけですよ。それから先の内容として真意や根拠を聞くという、その根拠のところあたり、どこから出ている言葉ですかとかというふうな内容ですかというふうなことを聞く程度というのかな、この裏側見させていただいて。

これ下まで全部読んでいないけれども、「食育というのは、学校でやるべきものであると、すべて。そうお考えなんですか」というと、その認識を聞いているのかな、これ。

はい、どうぞ、金澤委員。

金澤委員　読ませていただきましたけれども、これ大東市さんの見ると、反問権の規定を見て、実施要綱を見てみると、回数の制限もなく、しかも答弁時間に全部含むものとするというふうになってしまうと、ここまでやられていると、後の残余の時間制限なしだったらいいのですけれども、これはちょっと残余の質問ができなくなってしまうので、この決め方というのはどうなのかなという気はしていますね。だから、この内容が反問の内容がどうこうよりも、ここまでやるのだったら、この反問権の実施要綱もきちんと回数なり、またその反問に関連する、またそれに答弁する答える時間についても何か配慮がないと、これではちょっときついなという気は率直に思いました。

委員長　そうだね。

横田委員さん。

横田委員　今これ見させてもらって、大東市さんのやつ。やっぱりこれ内容のほうまで結構踏み込んで聞いているので、ここまではまだちょっと早いのではないかな。早いというか、ここまではいいのではないかなというふうに思います。

ただ、先ほど金澤委員が言われていたように、その質問者のほうが出してきたデータなりなんなりが、本当にその出どころが正しいものか、信憑性がちゃんとしっかりした高いものかどうかを確認するあたりまではいいのかなという、ちょっとその辺微妙なところで今思っているのですけれども、内容まではちょっとこれは、ここまではいいのではない、やめたほうがいいなと思いますけれども。

委員長　安道委員さん。

安道委員　見させていただいてですけれども、やはりさっきもありましたこれでいくと、時間の問題も結構きちんとここまで反問権をとると、そのこともきちんと盛り込まれていないと、逆に全体としてちゃんと保障できなくなってくるというふうな、一般質問全体としてちゃんと保障できなくなる。だから、この場合だときっと無制限でやっているのか、その辺はちょっとあれですけれども、やっぱりまずは入間市としてやれるところ、みんなで合意できると

ころとなると、ここまではまだ踏み込めないかなと。やはり現状やっていることをきちんと明文化するというふうなことで、それから今その根拠のこともありましたけれども、そのぐらいのところまでなら許容範囲なのかなというふうには思いましたけれども。

委員長 内容までは踏み込まないで、その根拠。

はい、どうぞ、金澤委員。

金澤委員 ちょっと例をもう一度、いい例かどうかわからないですけども、例えば今回、ある会派のほうで放射能問題について自分たちで実際に調べてみて、若干だけれども、高いところがあったのだというふうなきちんとデータも調べたということで大変評価するのですが、仮にある個人が調べてみたらもう1ミリもあったとか、何かとてつもない高い数字を言って、市民が大変不安になるようなことを言ってどうなのだと質問したとしますよね。そうなってきたときに、そんな高いデータがあり得るわけないと、当然市役所でも調べて持っているわけですから、それは本当どういう機械を使って調べたのですかと、その根拠を言わないと、「10ミリシーベルトありましたよ」とか、そういう高い数字だけがひとり歩きして、記録として残ってしまうとか、これはいい例か悪いかはわからないけれども、そういうことだっているわけですよ。

だから、根拠についてぐらいはせつかく反問権設定するのならどうなのかなという思いを持っていますので、仮にもしその内容まで踏み込んでやるのだったら、この調べていただいた多摩市さんの例、反問権行使時には時間計測をとめると、こういう配慮がないと、とてもとても内容まで踏み込んでけんけんがくがくやって、そこで時間がとられるというのは非常にデメリットも出てくるなという気はしています。

委員長 向口委員さん。

向口委員 私もそのように思うのですが、この大東市さんの例でいくと、やっぱりこの要綱が本当にざっくりという言い方は失礼かもしれないのですが、余り細かい内容までの規定がないですね。ですから、今の執行部さんや市長さんは常識的な方ですけども、入間市の場合はね。ただ本当に何か非常識な質問を返される可能性もなきにしもあらずですし、そういった意味ではここまでやっぱりきちんと内容を踏み込む、私はここでする必要はないと思いますけれども、やっぱりその要綱の中できちんとどこまでするのかということを明文化していくべきだと思います。

今、金澤委員も言われましたけれども、多摩市さんの事例がやはり時間もとめるということですし、その回数ですね、何回までやっていいのかということですか、あとその内容についてもどこまでどうするべきなのかということもしっかりとやっぱり明文化した上で反問権は認めていくべきかなというふうに思います。

委員長 はい、わかりました。そうすると、現段階では質問要旨及びその根拠については反問する

ことができる内容にしておいて、内容についてのことまでやるとなると、また時間設定だとかそういうのもまだ考えないといけないだろうから、現段階ではそこまでは考えずに、反問権については質問要旨並びにその根拠について確認する程度というふうなことでやらせていただいていいですか。それとも、山本委員さん、何かあれば言っていただいて。

山本委員さん。

山本委員 残念ですけども、これ合意がとれないと動かさませんから、皆さんの思うところがそういうところであれば、それはもうそこに合わせざるを得ませんので、何が何でもというようなことを申し上げるつもりはないです。非常に残念ですけどもね。

これ例として示されている分も、基本的に質問の背景にある根本的な認識の部分を知っているわけですね。そうしたら、そもそも食育の部分で裏面のほうでいけば、例えばその食育云々かんぬんで、やれやとかいう話をされている中で、議員に聞きますけれども、食育というのは全部学校でやるものだとお考えなのですかとか、お考え聞かせてくださいという程度の話ではないですか。程度というと怒られるけれども、要は当然質問を皆さんがそれぞれ、私も含めてみんな自分で編んでいくときに、当然その質問を組む前提としてあるものだと思うのですよ。私はこういうふうなことで、これは学校がやるべきだと思うから質問するという部分でいけば、当然自分の中にその理由づけというのはあるはずですから、その部分までは将来的にはやっぱり入れていったほうが良いと思うし、そのときにはおっしゃられたように、時計をとめるとかね、時間を加えるとかいう一工夫要るだろうなというのは思います。

大東市さんの場合だと、これ一般質問往復50分のようなので、その中でその再三使われたらそれはきついというのは私もわかる話だから、うちで導入するのだとしたら、そういう工夫が要りますねというのは十分わかりますので、いま一足で出せるのがその問い返しまでだという話であれば、そこでまず明文化をした上で、時期考えるともう改選後の次の議員さんがどう使い勝手いいようにしていくかという部分で2段階で考えたらいいのではないですかね。今当座ここでそのレベルで合意がとれるということであれば、そのレベルでまず明文化をして、まず運用してみたいかですか。そこで合意がとれるということだったらそれで結構です。

委員長 一応そういうふうなことで、山本委員さんも階段が幾つかあるうちの1段目を皆さんでとりあえずクリアしたというふうなことの意見のようなので、その合意のできるところで決定ということよろしいでしょうか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 金澤委員さん。

金澤委員 かなり委員長のほうでまとめていただいたのですが、たださっきも言ったように、その要綱の反問権の書き方ひとつで、何か我々の今この場の話し合いとは別の方向にいつてしまう

可能性があるのですが、やっぱりちゃんと我々のほうの真意が形としてあらわれるような詰め方をしなければいけないですね。

委員長　そうですね。

金澤委員　書き方、時間にしてもその往復回数にしても、内容についても、だからそれについてはこれはワーキンググループで詰めて、何かにまとめるのか、それとも事務局にも大体ここまで来たらまとめていただけるのか、それをちょっと割り振りををお願いしたいと。

委員長　そうですね。事務局で現在今言っている程度の内容だと時間設定も現在のままでいいですか、それとも1回につき5分とかなんとかということになると、また長くなっていく危険もあるのだけれども。

金澤委員　時間をとめるのを一番だな。

委員長　時間をとめるか。時間をとめる。そうすると、とめるとなると、相手が答えるうちはそれはもう時間をその間をとめるという。

金澤委員　私もそこまで詳細にわからないですけども、私の考えの中では、執行部なら執行部が議長に、「その反問権、ちょっと反問よろしいですか」と言ったところから時間をとめて、議長が許可したところからとめて、そこから答弁を質問者が答えますよね、その反問に対して。そこで終わるわけですから、そこで時間をまた再スタートするというほうがわかりやすい。下手に5分とか10分とかって時間を決めてしまうと、おさまる場合とおさまらない場合もあるので、そのほうがわかりやすいのではないかなということだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

委員長　その時間の関係はどうですか。

山本委員。

山本委員　質疑の場合とあと一般質問で往復60分とっている場合は、おっしゃったとおりだと思うのですよ。その反問で、その向こうさんが質問する間の時間はとまると。それに対する逆答弁のところまでとめるのかなという感じですよ。ただ、片道30分とっている場合に、理事者の反問の時間はもともと時計がとまっているので、ただ全体の75分のほうは延ばさないといけなくなるのだろうとは思っておりますけれどもね。その意味においては時計をとめなければいけないのだけれども、その逆答弁ですよ。逆答弁の時間をその片道30分の片道に入れるのかどうかというのは、また議論が分かれるところなのかもしれませんよね、その部分は。その往復60分で両方とめるということであれば、とめないといけないのだろうというのはあるのだけれども、その部分のロジックの話になってくるのだと思いますけれどもね。

委員長　金澤委員さん。

金澤委員　というのは、正直言ってその持ち時間30分にしても何にしても、あと残り3分、5分のところで、言っている意味はどういう意味ですかって反問権使われてそれが時間に入ってしまう

ったら困るのですよ。だから、どこで使っても、どこでその反問を行使されてもいいように、もう時間をその分だけとめて延長するとしたほうが、苦勞ないのではないかなというふうに思うのですけれども、どこで反問使うかわからないではないですか。2回目、3回目の質問に対してだって反問を言ってくる可能性のほうが正直言って高いと思うのですよ。1回目の原稿というのはきちっとそれなりにつくっていますからね。私はそう思うのですけれども、いかがですか。

委員長 横田委員さん。

横田委員 私は、基本的にこの時間とめなくてもいいかなというふうに思っています。なぜかという、反問権使うにしても、この真意を確認したり、根拠を出してもらうということなので、時間的にも内容まで反問で聞くと相当なまた反問に対する答弁というのですかね、それも質問者のほうからの必要になってくると思うのですけれども、真意と根拠だけというふうに限定すると、そんなには時間がかからないと思うし、そもそも最初の質問するとき、本来この真意と根拠をきちんと最初の質問するときに入れておかないから反問されるのであってなので、そこまで時間とめてやる必要はないかなと、最初からやればいいのかないかなというふうに思いますけれども、反問されないような質問の仕方。

委員長 安道委員さん。

安道委員 基本的には私もそう思います。ただ、その行き違いといいますか、趣旨が伝わらないというふうなことでいくと、無駄に時間を費やすようなことにもなりかねないのですよね、場合によっては。だから、そういったことで言うならば、やっぱり質問者の時間をきちんと保障するということがあったならば、ストップをかけたほうが安心できるのかなという思いはあります。

さっきも私の一般質問の例をとっていただきましたけれども、放射能のことですけれども、あれはきちんと根拠のあることを言っていますので、入間市の測定器を使って同じように入間の測定の方法でやった数字ですと、だからきちんとやってほしいというようなことで言ったわけなので、なかなかああいうときに伝わらなかった、あるいは意図的に何かうんと言ったことでやったのか、その辺はつかめませんが、だから意図的に、悪意ではなくて意図的になったりしたときには、非常にやっぱり困りますので、ストップをかけてもらったほうが安心感がありますね、確かに。

〔何事か言う人あり〕

安道委員 だから、そういう点ではストップをかけてもらったほうが、自分の時間はきちんと保障してもらえると安心感はあるのではないのでしょうかと思いますけれども、確かに基本はそうですね。だから、一般質問する側もきちんと準備をして、もちろんやっているのは前提ですから、本来はそういう根拠を聞くなどということはないのが前提だと思いますし、最小

限の時間で済むことだと思います、聞き返す程度だから。でも、例外もあったりするわけですよ。だから、きちんとストップをかけて保障するというふうなことのほうがよりいいのではないかなというふうに思いますけれども。

委員長 最初から部長さんなんかで、ずらずら、ずらずら言って、こういうふうに質問したと思いますがというふうなことで答弁される部長さん、いますよね。ああいう場合、だからそれは反問権になるのか、向口さん。

向口委員 ですから、今言ったような場合は、本来だったら反問権を使いたいところなのでしょうけれども、そういう権利がないわけですから、答弁の中でそのように組んでおっしゃられるのだと思うのですよ。ただ、その程度のことで、ただそれに対してこちらはそれに回答するような質問を返す場合もあるし、それには触れないで違うように自分なりの進め方でまた質問をする場合もあるでしょうし、だから答弁の内容で基本的に質問されたようなときは、これは私の場合ですけれども、一応返すようにはしていますけれども、本来だったら反問権なのでしょうと思うのですね。だから、反問権が本来だったらなくても、そのような形でやりとりの呼吸のような形で現実にはその程度だったらやっているのかなというふうには思いますが、ただやっぱり本来だったらそういうのをしっかり制度として設けていただければ、もっとスムーズなのかなという気はするので、その程度でしたらやっぱり反問権はあっていいのかなというふうには思いますね。

委員長 ちょっとごめんなさいね。ここの最初のもらったほうで、中口馨教育長、「ちょっと答弁の前にすいません、質問してもいいですか」ということで、中野正明議長が「はい」と言って、それで11番の澤田議員のほうで「反問権を使っていただきましてありがとうございます」となっているのだけれども

〔何事か言う人あり〕

委員長 だから、こうなってくるとどこで時間をとめていいか、こうなってくるとだからとめているあれがないから構わないのだけれども、執行部のほうで反問権を使いたいと思いますとかなんとかと言ってもらわないと、時間をとめるところが……

〔何事か言う人あり〕

委員長 それはそうです。「質問していいですか」と言われれば、では議長が「反問権を使うのですか」とかなんとかと聞いてもらって、そこからとめないで、わからないですものね。この場合はだから時間設定がないから、中で反問権を使おうと何しよう構わず進んでいるわけだけれども、時間、ここの大東市の場合はだから時間設定はないと書いてあるのですよね。反問の時間は答弁時間に含むものとするということだから、反問に対する委員の答弁は、質問時間または質疑時間に含むものとするということだから、時間はこれは延長しないということでしょう、この大東市の場合はね。その場合は、だからどこでとめようと何しよう、

議長が今反問権を使ったのだから、ではこの分を時間をストップして、金澤委員が言われたように、時間をストップして、この間は時間をストップしますということではなくて構わないのだけれども、山本委員さん。

山本委員 いただいた資料の中にも、大東市さんの実施要綱が入っているかと思うのですけれども、一応ここも行使の範囲として部長以上の理事者を対象として、本会議または委員会においてみずからの意思を表明し、議長または委員長の許可を得て、反問を行使することができるということになっていますから、建前としてはやっぱり「議長、反問」と言って「反問を認めます」とか言って、それでやるということなのでしょうけれども、おっしゃるところは時計とめませんから、その部分はもう「質問ですね」みたいな、「反問ですね」とかで流れていくということですよ。うちでやるのだとしたら、私もこれ時計をとめたほうがいいだろうということですね。

安道委員おっしゃるようなご懸念もこれやっぱり各議員の立場、立ち位置によっては使われ方変わってくる可能性はやっぱり否定はできないので、横田委員おっしゃるような形のストレートな形の問い返しだったら時計とめても、逆に時計とめてもそんなに時間延びないという話だから、これはもうとめてもとめなくてもさほど変わらないのだったらとめたほうがいいでしょうという話ですよ。そのレアケースなのかどうかかわからないけれども、その議員の立場、立ち位置によっては使われ方が変わるし、市長さんがかわればその部分の範疇の使われ方というのは変わっていくでしょうから、それを全部その30分なり60分なり、あるいは会派1人15分掛ける人数みたいなところで含まれてしまうという話で延々やられたら、それはたまったものではないというのはわかりますので、現状だとそんなに延びないですわ、多分。ストレートに「こういうことですか」みたいな話でいくのだとしたら、そんなにとめても、要するに含んでもさほど問題なからうということだと、とめてもそんなに問題出ないということですから、それだったらリスクがあるほうを優先するべきなので、それでいくとやっぱりとめておいたほうがリスクが少ないですねという話だと思うので、うちとして入れるのだったら時計とめたらどうですかという話だと思いますね。

あと、要綱をきちっとつくるべきでしょうね、そういった部分について。時計をとめるという前提になれば、当然反問権の行使を申し出て、議長の許可を得て認めますと、そこでとめますよというふうなことをきちっと、どこから時計がまた動き始めるのかということも決めないといけないわけですから、そういったことをきちっとコンプリートして、要綱なら要綱、会議規則に入れるなら会議規則に入れるできちんとルールにするべきでしょうね、いずれにしても。

委員長 だから、今の段階ではとめるとかとめないとかというまだ決まっていないからあれだけでも、事務局としてもしとめるような方法になったら、とめ方はどんなことをしたらとめら

れる、とめやすいとか。

玉井主幹。

議会事務局主幹 先ほど議長のということで采配を振っていただければすぐとめられるかと思うのですがけれども、私はこの調査をして、各自治体に調査で電話をさせていただいたのですが、そもそも論のところでは反問権を今のところ執行部は反問というより質問趣旨の質問をしているだけで、反問ではないのかなと。

委員長 逆質問みたいな形。

議会事務局主幹 要綱をつくるというようなお話も出ていますけれども、そもそもその質問しかしてはいけないよという今協議結果みたいだったと思うので、その要綱をつくる必要が今あるのかどうかというのも……現状今スムーズにできている状況、議事運営できている状況ですので、そこでとまるなら、また金澤委員さんに怒られてしまうかもしれないけれども、そこでとまるなら今できているのだからいいのかなという気はしました、そもそも。そもそも論として。

委員長 そもそもスムーズに議事運営ができているのだから、改めてやる必要はないのではないのという。

議会事務局主幹 それ以上突っ込んだ執行部の反問権を認めないのであれば、今と同じではないかなという気はいたします。

以上でございます。

委員長 向口委員。

向口委員 先ほどいただいたこの反問権の資料ですがけれども、これでここに出ているところは、反問権を認めているところですよ、全部。そういうことでよろしいわけですよ。

委員長 玉井主幹。

議会事務局主幹 先ほど資料の中で、自治体改革フォーラムというところが調査した結果、このところは反問権をしていますよという回答をしたところです。反問権を設定しているところかどうかというのは、右側を見ていただくと、例えば所沢市は議会基本条例で反問権という条例規定を設けています。しかしながら、実際は運用していないということです。和光市も同じですかね。八潮は申し合わせ。そうですね。20年ぐらいに議会基本条例は制定はされています。その中の規定では反問権ということで規定をされてございます。実施例がないということでございます。

委員長 向口委員さん。

向口委員 実施例がないっていうのは、反問権がまだ使われていないということですか。ですよ。それで、その反問事例というのがここに出ているのですがけれども、質問要旨を聞き直す程度というのが出ていますけれども、これもでは今玉井主幹がおっしゃられたように、現状でも

今うちの議会でもやっているような内容のことだということでこれはよろしいのですよね。

委員長 玉井主幹。

議会事務局主幹 電話のやりとりですので、感じ方にもよるのでしょうけれども、その程度だということ判断はいたしました。当市と同じような状況と。

委員長 金澤委員。

金澤委員 今の話だと、今回の反問権のはテーマに移るときの最初の話に戻ってしまうのですよ。現状がやっているのだから、それでいいではないかと言ってしまうと、これ何にも話始まらない。現状自体がもう実は反問権に踏み込んでいるのですよと、それをルールの明文化しないでいいのですかと、議会基本条例に向けての一つのやっぱりこれ節ですよ。だから、そこをなし崩しにしてしまうのだったら、これもう必要ないのではないかなと思うわけです。だから、あくまでもどんな市長さんがどんな執行部があったとしても、きちんとルールは明確に一つ一つ丁寧にやっていきます。今まで慣例でなっていたものを明確にしていきましようということの中の一環ですから、その点はちょっと話がもとに戻さないようお願いしたいなということにはちょっと言わせていただきますし、あと何言うか忘れてしまった、以上です。

委員長 あと、提案なのですけども、日高市がこの間新聞に反問権を設定しましたというふうな記事が読売新聞に載っていたのですけれども、そこで会議規則に書いてあるみたいなので、日高市さんの会議規則取り寄せてもらえればどうかなと思うのですが、あと時間設定についてはもう一度会派に持ち帰っていただいて検討していただくということで、その場合にはいろいろどういうふうにしたらできるのだというふうな内容も出てくるのでしょうし、その辺のところもありますから、いや、それはもう時間の中に含めてしまえばそれでいいのだよといえ、今までどおりの一応の反問権だけ設定して、どこからどこまでとめるとかなんとかということはないわけですから、その質問時間の中で言うてしまうことですから、それもしとめるとなればどういふところからどこまでとめるとかいうことをやっていかないと、具体的に事務局のほうでどこでこうやって時間とめていいかわからないでしょうから、その辺のことについてはもう一回持ち帰っていただいて検討して。

高山主幹。

議会事務局主幹 時間の関係なのですけども、ちょっと1点デメリットというか、懸念材料と申しますと、今回特に60分を超えたパターンがかなり多かったように見受けられます。特にほとんど一般質問なのですけども、市民からの問い合わせ、「何々議員は、何日の何時からやるのだ」という問い合わせが圧倒的に多いわけですね。そのときに、今までですともうほとんど間違いのない時間で、「何時何分ごろから」という宣伝ができたのですけれども、若干この時間を前後しますとというような部分が出てきます。

それから、テレビ放送につきましても、6時からおおむね1時間刻みで11時に終わるよう

に設定で今までケーブルテレビのほうでやっていただいているというのが、どんどん、どんどん長くなるとこれが12時になったりとかというデメリットも出てきてしまうのかなという懸念材料があるので、できればトータルの時間が75分なら75分とかそういうのは設定があったほうがいいのかなどは、これちょっと個人的な意見で申しわけないのですけれども、感じておるところでございます。

以上でございます。

委員長　　そういう意見もあり、そういう参考になるお話もありましたけれども、何かあれば。

山本委員さん。

山本委員　多摩市さんが時計とめていられるということで資料出ていますよね。実際どこでとめて、どこで再開するのかというのはぜひ聞いていただきまして、議会運営委員会のほうでも視察先の候補に挙がっていたと思うので、行って聞くのか、問い合わせするのかはあるかと思えますけれども、ちょっと多摩市さんのほうがこれ条例根拠でやっておられて、多分これ内容突っ込んだ部分での実績がおありだということの理解のようですが、そこまでやるにせよやらないにせよ、そのテクニカルな部分でその時計のとめ方の部分についてはちょっと確認をお願いしたいなというふうに思います。

全体の時間、どうなのでしょうね。ちょっと今のテーマから出てしまうのであれですけれども。

委員長　　いいですか。多摩市さんの場合なんか、原則1回としていると、逆に歯どめを別にかけているみたいな形がありますからね。一応、日高……はい、どうぞ、金澤委員さん。

金澤委員　それで、ちょっと話がもとに戻りそうな感じになってしまったのですが、話の先ほどの流れの中では、真意と根拠についてはいいのではないかということの合意がとれていたと私は思っていたのですが、それでではその時間のとか、回数の制限について細かいところをきちんと、まだそれはまとまっていないと私認識しています。だから、これ進める意味でもその点は除いたひな形、規則なり要綱なりのひな形は、これ事務局にそこまではつくっていただいてもいいのかなというふうに、その点は1段進んだということでまとめていただけたらというふうに思うのですが、いかがですか。

委員長　　そういうふうなことで、事務局案として一応つくっていただくのと、あと日高市さんの会議規則があるようですから、それを取り寄せていただいて、あわせて次回お願いできればと思います。

それと、今金澤委員さんが言われたように、その質問要旨や真意、根拠については反問できるというふうなことで皆さんの合意がとれたと思いますので、そこまで進んでいきたいと思いますが、あと時間設定については、今の段階では設定するか設定しないかは各会派に持ち帰っていただいてご検討いただきたいと。

あと、今ちょっとここで何回かやってきましたけれども、15分延長で持ち時間30分でやる方法と、あと1時間の範囲内でやる方法と、次回検討課題として試行してきましたので、あと事務局のほうで大体2回、3回でしたっけ、3回の議会で大体どのぐらいのあれで時間設定の中でやってきているか、その辺の資料があったら次回提出していただきたいと思いますということでよろしいですかね。

今の件について、局長、どうぞ。

議会事務局長 ただいま要綱の話が出たのですけれども、要綱をつくるというのは例えばこちらの中でこういうふうにしますということで決まったものを要綱化するというのが一般的だと思うのですね。その内容が決まる前に、どういう要綱をつくるかというのは、非常に難しいのかな。例えば反問権について時間設定をするのだと、時間の計測はこうするのだと、こうだと、こう決まったものを要綱化するのそれはほど難しい作業ではないと思うのですね。今ちょっとまだ決まっていないような案件を要綱化するというのは、非常に難しいかなとちょっと思いますけれども、決めていただければいいです。こうするのだ、こうするのだ、こうするのだというふうに決めていただければ、それを要綱化するのはいらないのですけれども、どうしましょうかね。

委員長 その原案については、とりあえずまだ日高市さんのあれを見てからということでもいいですかね。反問権とは内容、質問要旨を確認したり、真意や根拠について確認するというふうな合意はとれましたので、反問権の……反問権とはという定理、反問権とはということについては、だから質問要旨を聞いたり、真意や根拠について確認することができるという。

議会事務局長 それと、例えば条例をつくりますよね。その条例の中で例えばもっと細かく規定しなければ、例えば条例の中で反問権を付与するという条例があるとすると、それでは反問権はどのような内容なのだというのを別につくるというのは一般的なわけですね。ですから、まずは制度をつくり上げていただければ、それを条例なり要綱化するというのはそれほど難しくないと。ただ、制度ができ上がっていないものをつくるってなかなか難しいのかなというふうに私は思うのですね。だから、例えば今の話、ではどういうパターンの要綱をつくるかと。例えば反問権の定義をして、例えば一般質問の中でこれは行われる話ですけれども、例えば反問権とはどういうものなのか、どういうふうなものが聞けるのか、時間をどうするのかというのを事務局のほうである意味案をつくってしまっているのかどうかということなのですね、事務局の考えに基づいて。という私の考えとしては、この中でぴしっと定義をしていただいて、これを要綱でつくれとか、これを規定でつくれとかというふうにしていただくほうが、間違いがないのかなと思っていますけれども、どうなのでしょうかね。

委員長 金澤委員さん。

金澤委員 それ事務局からの提案というか、要望が出ましたので、先ほどと同じ、決算・予算と同じ

ように、もうちょっと、では5市とか8市とかその参考事例を先進事例として決めたその要綱、規則を資料として集めていただいて、それでこの中でもむなり、ワーキンググループに落とすなりして、ここは取捨選択をして形づくって、ではこれでというふうに持っていけばいいのではないですかね。

委員長　　そういうご意見が出ました。今、ここに書いてあるのは、所沢市さん、和光市さん、鶴ヶ島、日高、多摩、それは基本条例とか、あと会議規則とかにうたってあるようですから、この辺を参考にして、この委員会で進めていきたいと思いますので、その資料のほうを取り寄せのほうをよろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

委員長　　そういうことでやっていきたいと。

時間のほうもあれなのですけれども、今までの課題のほうしかできませんでしたが、この辺で終了しておいていいですかね。それとも……次の投げかけいきますか。

〔何事か言う人あり〕

委員長　　では、いきましょう。

それでは、継続協議の検討項目については終了しましたので、引き続き検討項目の一覧からご協議をお願いしたいと思います。次に出てくるのは、先ほど話があった中期・長期ナンバー10、その他、議長席へのモニター設置ということを議題といたします。

これについては事務局から提案があったのだけ、これ。中期・長期ナンバー10、58ページ、ワークシートの58ページ。事務局から説明をお願いします。

議会事務局主幹　この議長席のモニター設置ということにつきましては、円滑な議事運営をするためには急遽議事運営が変わる場合もございます。今はメモ程度、メモとか休憩をしたりして議事の変更等に対応しているところなのですけれども、こういったものを設置して速やかな変更に対応できるような環境が、将来的にできればよろしいのかなということで提案をさせていただきました。

以上でございます。

委員長　　この点について、金澤委員。

金澤委員　　費用的にはどれぐらいを想定されていますか。

委員長　　玉井主幹。

議会事務局主幹　申しわけございません。費用については計算してございません。

委員長　　おおよそは。

高山主幹。

議会事務局主幹　モニターの機器自体は多分20万円とか程度。

委員長　　20万円。

議会事務局主幹 かなとは思いますが、それはただどうシステムにするのかによって全然上下が出てくると思います。書記席でどのような打ち込み方をして、どのような反応して、どのような明示をするのかとあって、具体的なものを全く今研究していないので、何とも費用的なことは言えないということです。

委員長 この考え方についてというふうなことになると思いますけれども、はい、どうぞ、金澤委員。

金澤委員 幾らかかるか、どこまでのメリットがあるか、もうちょっとわからないので、悪い提案ではないと思うので、もうちょっと詰めていろいろと、1円単位でなくてもざっくりと調べてどのようなシステムにするのか、例えばワイヤレスにするのか有線にするのかとか、もうちょっと他市の例とかあるのであれば、それも含めて再提案していただいたほうがいいのではないのでしょうか。

委員長 横田委員。

横田委員 あと、もうちょっと議長経験者ならわかるかもしれないですけども、具体的にどうやりとり、今言われたようなメリットですよ。どれだけなのかなというのがちょっとわからないので、そのあたりをもうちょっと教えていただければと、具体例を。

委員長 事務局長がいろいろ苦労していましたから。

議会事務局長 考え方といたしましては、実際に今次第書というものがあまして、次第書に従って議事運営をしているわけですけども、急遽変更とか差しかえとかが起こる場合もありますので、私の想定といたしますか、考え方としては、その次第書そのものが今紙ベースですので、その紙ベースの次第書もある意味モニターでできなくもないのかなということもありますし、急遽差しかえもモニターがあればすぐにできることですし、その今の紙ベースをある意味そういったなくしていくというのが基本的な考え方で、その差しかえる次第書の内容は事務局のほうでつくったものがすぐ送られてくるという考え方なのですけども、そういうことです。

委員長 次第書ってこういうのが大体議長席に置いてあって、これ読みながらやっているのだけでも、たまに「はい」なんて動機なんて出てしまうと、何しゃべっていいかわからないとかということになったときに、事務局のほうで「暫時休憩します」とかという言葉を入れるとか、あとその対応はどうするかとかいうふうな内容ですよ。

議会事務局長 そうですね。考え方はそういうことです。

委員長 はい、どうぞ、金澤委員。

金澤委員 私もそんなに議員経験長いわけではないのですけれども、動議、議事進行があったときの取り扱いというのは、まず1回それを受け付けるかどうかを諮るわけですよ。それは正直言って、暫時休憩そうしょっちゅうあるわけではないのだから、入間市議会の場合は、暫時

休憩をして、取り扱って、正直言って議長として登壇する以上はそれは基本知識として、事務局がきちんとやっぱりそれはよくふだんから話し合っていたいただくのが前提で議長になっていると私は思っているのですよ。だから、それであると実際ただし、複雑なケースがあった場合には、どっちみち暫時休憩して、対応を含めてその後の議運の委員長さんなんかも踏まえて協議するわけですから、そのときにぱっぱっぱっとレスポンスなしでノータイムですぐに再開してやるわけではないので、その間実際に議事がとまってもパソコンで打ってそれがプリントアウトするまでの時間がそれほど紙ベースでなくなったとしても、効果があるのかなという気はしている。今の段階ではしているのもうちょっとそういう意味で先進事例とか、こういうケースだったらこういうぐらいになるとか、これぐらいの費用で済むとかというものを改めてこれはお示しいただいたほうがいいのかという気がしますがけれども。

委員長　あと、自分の知っている範囲でいえば、例えば議長選挙なんかあって、次第書なんかなかなか事前からつくってあればあるでしょうけれども、そういうのもだから打ち込んだりなんかしている時間とか、そういうのがあればぴっぴっぴっと出せるとか。

事務局長。

議会事務局長　基本的な考え方としては、ペーパーレスというような電子化の流れの中での考え方ですけれども、紙でやれば紙でできる話なのですけれども、それはすべてそうですけれども、今の紙でやっていることをいかにペーパーレスにしていくかという考え方です。

以上です。

委員長　山本委員。

山本委員　メリットが私にもよくわからない。OA化するのだったら議場全体のOA化をやっぱり議場対処のほうで考えるべきでしたし、ここで議長席だけOA化するということのメリットが私にはわからない。確かに次第書のところと確かに私なんか結構最近動議の対象になりますからね、ご迷惑かけているのだけれども、その部分でいっても、だって事務局にモニターついていて、残って向こうから見ていくわけでしょう。そうしたら、裏でメモしたらよろしいなという話になりませんというふうになるわけですよ。だから、そこにパソコンとキーボードとモニターを当然書記席と議長席の両方にモニターがなかったら作業できないわけだから、そういった部分をワンセットそろえるという、そうでなければ議事運営が円滑に進まないということなのかと言われると、ちょっとという感じがしますねというのがありますね。

ただ、こういう利点があると承りましたから、もうちょっと詳細にご提示いただいて、そこからの話かなという気がしますね。大前提として金澤委員がおっしゃられたけれども、やっぱり議長さん、副議長さんになられる方というのは、やっぱり地方自治法だとか会議規則、申し合わせ等について理解していただいているのであろうという前提で私も理解をするの

で、そのままの原稿が出てこないという状況はちょっと想定し得ないというふうに私思いますから、その本当に複雑な案件だったら休憩すればいいのですから、その辺も含めてちょっと詳細な資料をいただいた上で持って帰らせてもらって検討させていただきたいということは本音のところですね。

委員長 詳細出していただけます。さっき言ったアイパッドだけ、飯能の。あれなんかとの関連はある、ない。

局長。

議会事務局長 関連はありませんけれども、流れとしてはそういうことだと思いますね。議場に今パソコンというのは基本的には事務局が持ち込んでいますけれども、議員さんは持ち込んでいないと思いますね。今後では資料等を自分のアイパッドみたいなものに資料を入れ込んですぐに出せるようにするという考え方も将来的には当然出てくる話だと思いますね。

以上です。

委員長 山本委員さん。

山本委員 何年前でしたっけ、議場のマイクの改修やりましたよね。あれ議運で小委員会を立ててやりましたよね。本当だったらあのときにLANのケーブルだけでも引いておけばよかったねという話だったのだろうと思うけれども、あれ無線の線もあって見送ったような気がするのですよね、財政的なコストの面もあって。ここで大々的にやるとすると、また手戻り出るよねという部分で返す返すももったいないなという気もしたりもするし、だからといってやらないということではないのだけれども、いずれにせよどのぐらいの予算規模になるのか、その積算ですよ。そこから出発しないとちょっと判断つかないかな。それは安く上げる方法もあるのかもしれないしね。やっぱりそれだけのメリットが出てくるのが期待されるものがあるわけだから、その部分をお示しいただいて、それを持って帰って検討させていただいてそこからですね。

やっぱりそれだけ高価なものを入れるのだったら、それだけいろいろやらないといけないということになるのかなという気がしますので。

委員長 後々使える方法とかいろいろあるのでしょうし、その辺のところでもメリットがもうちょっとわかりやすく、あと予算面で皆さん何かやる方向の考えもあるし、どうしようかというものもあるみたいですが、予算面についてもちょっと検討していただいてよろしくをお願いします。これなんかも無線だよ。そうですね。そういうふうなこともありますので、いろいろ話が飛んで申しわけないですが、一応ではこの辺のところにおきましようか、きょうは。

次回は、出前講座に議員の参加というふうなことでやっていきたいと思います。

あと、先ほど話しました資料のほう、今までの一般質問の資料のほうもよろしくお願いたいと。何かありましたら出していただいて。

金澤委員 一般質問のあり方で、今回は正直言って長かったですよね。私自身もやっぱり原則1時間で終わろうという意識がありましたけれども、今回は特にやっぱり執行部の方の答弁が長くて、議長さんからも注意はしていただいたようなのですけれども、やっぱりその回数重ねていくと、あの当時、始めた当時は答弁も簡潔明瞭でよかったな、よかったなというのが、やっぱり回数を重ねてくると丁寧に、あくまでも丁寧に丁寧に答弁しようというその気持ちのほう先走ってしまって、だんだんとまたもとに戻ってしまったというのが感じたので、これは長かった30分持ち時間制にした人が70分前後まで行ってしまった例があるというのが、それがどうなのかというときに、やっぱりその答弁者側の問題、つまり質問の仕方が悪くて答弁がやたら数が多く、長くなるような質問の仕方をしてしまったのか、それか答弁が丁寧さの余り長くなってしまったのか、そこの見きわめというものを中心に、またそれはそれで考えて配慮していただかないとちょっと方向性が違うのかなという気がします。それが1つつけ加えさせていただきたいと思います。

委員長 はい、わかりました。そういうご意見もありますが、そういうふうなことで次回やっていきたいと思います。

次回の日程は、12月19日月曜日午前9時半からを予定しております。

△ 閉会の宣告（午前11時45分）

委員長 ほかになければ、これをもちまして議会改革特別委員会を閉会いたします。  
本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 駒 井 勲